

令和3年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和3年6月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男  
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

秘書広報課長 田中和彦  
財政課長 和田暢祥  
下水道課長 中村正巳

・連絡員

秘書広報課長 田中和彦  
総務部参事(事)総務課長 片岡和久  
社会福祉課長 堀越和則  
農政課長 相川幸法  
道路河川課長 中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信  
教 育 次 長 関 貴美代  
教 育 総 務 課 長 井 口 安 弘

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長 片岡和久

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広 志  
副 主 幹 須賀澤 勲  
主 査 渋谷 佳 子  
主 査 嘉 瀬 順 子  
主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

令和3年6月8日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、6月4日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

最初に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

質問に入る前に一言申し上げます。

八街市としては過去に例を見ないと言われる5月5日の五区における大火災に対しましては、市職員や消防署及び関係機関の多くの皆様はじめ、近隣の皆様のご労苦に対し、心から御礼と感謝を申し上げます。また、消防力の強化について機関従事者のみならず市民全員が取り組むべく問題であると強く感じさせられました。

また、日夜新型コロナウイルスワクチン接種事業に従事されております関係機関の皆様にごの席をお借りいたしまして感謝と御礼を申し上げますとともに、関係者の皆様の健康管理に対して憂慮するところであります。

それでは通告に従い、順次質問いたします。

質問の第1は、建設部関連問題についてお伺いいたします。

質問要旨の第1は、令和2年度の市民要望についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地元区長などから建設部にお寄せいただいている要望の多くが、道路に関係する要望であり、その内容といたしましては、既存舗装道路の修繕や側溝清掃、未舗装道路の砕石の敷均しが主なものでございます。

また、大雨や台風の後の土砂撤去や季節ごとの草刈り、あるいは枝の張り出しなど、大小含めまして年間200件程度の要望をいただいております。

また、市営住宅榎戸団地にある損傷の激しい住居の撤去や公園の遊具等の修繕、下水道の整備計画区域外への整備に関する要望などもいただいているところでございます。

○加藤 弘君

質問要旨の第2は、市民要望の未達成の問題の今後の対応・対策についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

緊急的、かつ軽微な修繕などにつきましては、できる限り迅速に対応しておりますが、歩道整備や道路の拡幅などの要望につきましては、国や県の補助制度などを活用しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、下水道の整備計画区域以外への整備などは、現状では市民の皆様からいただいた要望に応えられない内容もございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**○加藤 弘君**

未解決の問題について、区長や自治会長にはどのように対応されてきたのか、お願いいたします。

**○建設部長（市川明男君）**

ご質問の未解決の要望でございますが、先ほど市長が申し上げたとおり、そのほとんどが道路の拡幅や交差点の改良、歩道の新設、排水施設の新設などであり、多額の費用を要するほか、関係者の皆様方と協議をはじめとする整備期間も補償期間となっております。

また、本市の厳しい財政状況も踏まえ、国や県の補助制度などを活用するとともに、限られた財源の中で計画的な事業の執行に努める必要があるというふうに認識しております。このため、多額の費用を要するような改良、大きな工事につきましては、要望書が提出された際には、早期の対応が非常に難しい旨を伝え、ご理解をいただいているところでございます。

**○加藤 弘君**

私道について、先日、ある地区の方々と対話してまいりました。過去に市役所に要望に伺ったとき、市民感情としては大変厳しい言葉での回答をいただいたこともあったとも伺いました。

中には、我々の払った税金の一部も八街市の私道の修繕等に使われているのではないかとの声も伺いました。市の条例などを変えることはできないのかとの言葉も伺いました。このままでは我々も高齢のため、空き地の草刈りもできなくなる。最後までここに住んでいたい、今のままではいずれ子どもの住む家に引っ越すしかない。また、そうなると、八街の人口が減りますよという言葉も聞かれました。

そこで、市では市内の私道の整備金額を試算してみたことはあるのか伺います。

**○建設部長（市川明男君）**

私道に関しましては、あくまでも所有者の皆様との管理という形で認識しております。このため、大変申し訳ございませんが、市では市内に所在する私道の構造や現況までを把握しておりません。

また、ご質問のございました私道の整備に係る費用の試算につきましても、実施した例はございません。

**○加藤 弘君**

私は過去にも伺ったことがあるかと思いますが、私道の整備の補助制度を創設することを検

討していただきたいと考えますが、いかがか、お伺いいたします。

**○建設部長（市川明男君）**

現時点では、私の認識でございますが、私道への整備に関する補助制度につきましては、創設につきましては非常に難しいものと考えております。

**○加藤 弘君**

市長は、常日頃、市の発展は道路が大切だと言われてきておりますが、新規の市道整備は検討できないか、お伺いいたします。

**○建設部長（市川明男君）**

新規の市道整備でございますが、市では老朽した市道の補修、舗装修繕などを最優先として実施しているところでございます。このため、現時点では道路の新設までは実施できていない状況でございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、道路の改良工事などに関しましては、多額の費用等も要することから、今後も財政状況を見据えながら計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

**○加藤 弘君**

続いて、国・県道整備計画のその後の動きについてお伺いいたします。

**○建設部長（市川明男君）**

国道409号と県道富里酒々井線が交わる住野交差点、これも以前からも一般質問で出ておりますが、用地買収により一部移転されている状況が見受けられ、引き続き用地買収を進めていく計画であると、千葉県印旛土木事務所から伺っております。

また、佐倉インターチェンジへのアクセス道路につきましては、引き続き事業化に向け、現在、県と佐倉市と順次協議を進めているところでございます。

また、このほか、県道千葉川上線の吉倉地区交差点につきましても関係者との協議を進めているところでございます。

**○加藤 弘君**

今まで各地区から要望が出ている箇所が幾つかあると思います。その辺の個別の幾つかの場所について伺います。一括して申し上げますので、お願いいたします。

五区バースデイ付近の排水対策、409号の四木入り口交差点改良、六区元一休交差点付近の改良、東吉田グラウンド先の急カーブの改良、住野区パイオニア前の交差点改良、この2か所は先月も事故が発生しております。その辺、どのような状況か教えてください。

**○建設部長（市川明男君）**

まず、五区のバースデイ前の排水対策でございますが、当該箇所につきましては短時間に大雨が降り、下流域にございます大関調整池での排水処理量が限界を超えた場合には冠水してしまうことにつきましては承知しております。このため、市では昨年度、実住小学校の校庭を活用いたしまして、雨水を一時的に貯留させるとともに地中に雨水を浸透させる機能を持つ雨水浸透貯留槽を新たに設置したところでございます。また、五区地区に雨水調整池を整

備する計画を進めているところでもございます。

2点目の国道409四木交差点の改良でございますが、こちらにつきましては千葉県印旛土木事務所に要望しているところでございますが、事業化までは至っておりませんので、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

3点目の六区の元の一休の交差点改良ということでございますが、こちらにつきましても市でも危険箇所と認識しており、以前、交差点改良を事業として進めていた経緯がございます。当然、千葉県公安委員会等などとも協議をいたしました。その後、様々な問題があったことから、現在休止をしている状況という形で認識しております。

4点目の東吉田区グラウンド先南側の方の四木方面に向かう途中のカーブだと思いますが、こちらにつきましては、昨年、東吉田区からも危険であるため改良してほしい旨の要望をいただいております。こちらにつきましては、大変申し訳ありませんが、現段階におきましては進展していない状況でございます。

最後の住野区パイオニア前の交差点改良でございますが、こちらにつきましても以前より地元の住野区様の方から信号機の設置等の要望をいただいているところというふうに認識しておりますが、こちらにつきましても、大変申し訳ありません、現段階におきましては進展しているということはありません。

以上です。

**○加藤 弘君**

ちょっと1か所追加して伺いますけど、吉倉の元スリーエフ付近の交差点改良はどのような状況か、県道ですね。

**○建設部長（市川明男君）**

先ほど申し上げましたが、県道千葉川上線吉倉地区の交差点につきましては、印旛土木の方ともある程度協議を進めておりまして、実際には周辺の方々に、計画を進めたいんだけどという形でご挨拶の方をさせていただいたり、また、佐倉警察署等で交差点の改良に向けた基本設計等の打合せの方を進めているところでございます。まだ事業化には至っておりませんが、印旛土木の方とは連携を密にして進めているところでございます。

**○加藤 弘君**

先ほど申し上げたように、先月あたりも事故が起きている箇所がありますので、その辺を憂慮していただいて、緊急度の高いところ、その辺をもう一度検討していただきたいなという思いがございますので、お願いします。

それと、市道における令和3年度の具体的な工事箇所についてお伺いいたします。

**○建設部長（市川明男君）**

市道における令和3年の工事ですけれども、まだ具体的に入札等の案件しておりませんので、先般、一般質問で五区1号線改良工事をするというふうにご答弁させていただいたんですが、こちらのほかに市道116号線など、本市の主要な幹線道路であります市道1級・2級路線を中心に改良工事等を実施したいと考えております。

○加藤 弘君

それでは質問の第2、教育問題についてお伺いします。

昨今の新型コロナウイルス問題が発生してから、あらゆる方面において様々な形での変化が現れ、問題も多岐にわたるようになってきており、教育機関においても例外ではなくなってきました。

そこで、質問要旨の第1は、学校及び教育機関における安全対策・防犯対策についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

初めに、各小・中学校における安全対策・防犯対策につきましては、安心・安全な中での教育活動を第一と考え、各学校で学校安全計画を基に、危機管理マニュアルを作成しております。

特に昨年度は「コロナに関する事項」と「豪雨等による帰宅困難時の引き渡し」の2点について、全校で追記し、全職員での共通理解を図りました。

登下校の安全対策につきましては、学校や市民からの要望を反映した八街市交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携し、通学路における合同点検を実施し、対策を行っております。

また、千葉県教育委員会や千葉県警察等から配布された交通安全に関する動画・ポスターなどの紹介や配布を通じ、児童・生徒に安全の啓発に努めております。

防犯対策につきましては、特に不審者情報が入った際、把握した情報を速やかに共有できる体制を整えるとともに、児童・生徒の発達の段階に応じた対処方法の指導、日常的な安全パトロール、「こども110番」活動の推進など、地域全体での安全の確保を図っております。

次に、中央公民館においては、昭和54年度に開館し、当初は土足厳禁だったことから、現在も入り口付近に段差が生じております。

来館者の安全対策の1つとして、段差のある箇所には段差注意の貼り紙や三角コーンの設置及び目印テープなどを貼るなどの対策を講じておりますが、来館者の安全確保の観点から、今後段差をなくす方向で検討いたします。

今後も、関係機関との連携を密にしながら、学校及び教育機関の安全対策・防犯対策に努力を続けてまいります。

○加藤 弘君

再質問をさせていただきます。

通学路の安全点検で指摘された場所があるかと思えます。その箇所の改善はどのような状況か、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

昨年度は佐倉警察署で消えかかっている横断歩道のラインの引き直しや、教育総務課の方で

スクールゾーンの表示、防災課で注意喚起の看板の設置を行いました。また、登下校時に交通量が多い箇所についてはパトロールを強化しています。

今後も子どもたちの安全な通学のために関係機関と連携しながら危険箇所の改善に取り組んでまいります。

○加藤 弘君

その中で工事が必要になるような場所というのはなかったのでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

先ほど答弁した中では工事ということでは報告の方は受けておりません。

○加藤 弘君

それから、学校への保護者による車両での送迎問題は、どのような状況か、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

保護者による車両の送迎は、特に雨天時が多いため、学校周辺の道路を一般車両が通りづらくなるなど、問題が生じています。各学校では送迎の渋滞や事故が起こらないように乗降場所を指定したり、校内に乗り入れた車両を一方通行にしたりして工夫をしています。

○加藤 弘君

安全上の問題からかと思われまますが、去る5日にスポーツプラザにおいて、オリンピック・パラリンピックに関する展示が行われたと聞いています。市民の方々においては、八街市始まって以来のオリンピックで1名、パラリンピックで1名の選手が選出されているということで、大変関心が高いです。市の方でも広報等でお知らせしたということですが、市民の方から、もっと積極的に知らせてもらうことはできなかったのだろうか、そういうこともお伺いしました。その辺はいかがだったのでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

6月5日土曜日の8時30分から午後5時まで、東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーのトーチをスポーツプラザロビーで展示いたしました。このことについては市ホームページ、5月15日から6月5日までと広報やちまた6月1日号に掲載し、周知をしたところですが、当日はスポーツプラザにおいて中学校のバスケットボールの県大会等を予定しておりました。

本来であれば、多くの皆様に見ていただけるよう積極的に周知を図るところですが、以上のような事情により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、3密を避けるため、安全に配慮したものです。

○加藤 弘君

質問要旨の第2です。

コロナ禍の影響による生涯学習、地域学習、社会学習の今後についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

令和3年度の事業のうち、5月に開催予定であった市民音楽祭、10月から11月にかけて開催予定の市民文化祭は、参加団体の意見を伺った上で中止が決定しております。

学校の教室を活用し、学習支援を目的に市内の5小学で開講している「放課後子ども教室」は感染対策を講じた上で、5月より開講しております。

縄文土器づくりを通して、先人の知恵と親子間の交流を深めることを目的に開催している「夏休み！親子で楽しむ縄文土器づくり」は規模を縮小し、開催する予定です。

また、その他の事業の大半は、8月まで自粛しておりますが、新型コロナウイルスワクチンの接種状況や、ガイドラインに鑑み、今後の新型コロナウイルスの感染状況に照らし合わせ、9月からの再開を検討しております。

令和4年1月の成人式の会場については、新型コロナウイルスワクチン接種会場であった中央公民館大会議室が11月からLED照明改修工事に着工するため、スポーツプラザを含め、公共施設での開催を検討しており、開催方法等につきましては、昨年度のオンライン開催を踏まえ、今後、新成人からなる成人式実行委員会で協議、検討していく予定であります。

また、中央公民館主催講座は、中央公民館が10月末まで、新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用する予定であるため、中止、もしくは一部をオンライン講座に変更し、開催を予定しております。

今後、教育委員会といたしましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、各種事業の開催の可否を決定したいと考えております。

#### ○加藤 弘君

それでは質問要旨の第3です。

幼小中高連携教育の今後についてお伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市では、14年間の連続した学びの中で、「豊かな心をもち 夢を抱き たくましく生きる幼児・児童・生徒の育成を図る」という教育目標の下、幼小中高連携教育を推進しており、八街市の教育の柱として、継続して取り組んでまいりました。今年度は、3つの重点施策を挙げております。

1つ目は、学力向上のための連携教育です。子どもたちを主役とした、分かる授業の展開を、共通の目標として取り組むことで、子ども自身の「学びに向かう力・人間性」を高め、学力の向上につながるよう取り組んでまいります。

2つ目は、幼小中高連携共通6項目の一層の徹底です。これまで取り組んできた共通6項目を確認し、より一層徹底することで、教育活動の効果を高めていきます。

3つ目は、情報発信の重視です。学校、家庭、地域をつなぐために、情報発信することによって、八街市の教育活動に対して、より一層の理解と協力を得ることができるようになっていきたいと考えております。

コロナ禍によって、人との関わりにおいて制限のある中ですが、今年度から導入いたしまし

た1人1台パソコンの活用等を通して、学校間の連携にみならず、大学や企業との連携など、さらなる連携教育の在り方を模索し、充実したものとなるよう取り組んでまいります。

**○加藤 弘君**

3つの重点施策とのことですが、まず、学力向上のための連携教育とのことでしたが、県内における八街市の学年ごとの学力の状況はどのような状況か、お伺いします。

**○教育次長（関 貴美代君）**

お答えいたします。

本市における学力の指標の1つとして、県内全域で行われています千葉県標準学力検査があります。この検査結果では、小学校の低学年及び中学年は概ね県平均と同程度です。高学年は教科にもよりますが、若干下回る結果となっております。中学校では各教科において4から5ポイント程度下回る結果となっております。

なお、学力の状況は、10年前の千葉県標準学力検査や中学校3年生の実力テストと比較すると、現在、5教科で30ポイント程度向上しております。

**○加藤 弘君**

パソコンの活用による現在の連携の状況はどうか。

**○教育次長（関 貴美代君）**

お答えいたします。

現在、コロナ禍において密を防ぐため、オンライン会議システムを活用し、各学校間で会議や校内の全校集会や授業を行っています。特に二州小学校では、本校と分校をつないで学習活動が積極的に行われています。

今後はこの技術を共有し、幼・小間、小・中間における連携の幅を広げていけるように取り組んでまいります。

**○加藤 弘君**

質問要旨の第4です。

教育センターの活動状況についてお伺いいたします。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

本年度、教育センターは、児童・生徒の学力向上及び教職員の授業力向上を目標に活動しております。

また、将来八街市を支える人材づくりを目標に、大学や企業、各関係機関と連携した取組を実施しております。

児童・生徒については、現在、小中学校にタブレット型パソコン「クロームブック」が整備され、各学校では、インターネットによる資料検索や動画視聴、学習ソフトによる問題演習等、積極的に授業での活用がされております。このような学びのモデルチェンジにより学力向上につなげてまいります。

8月には、受験対策として、中学3年生を対象にオンライン夏期講習を実施いたします。

教職員については、道徳や英語等、新学習指導要領実施に向けた研修会や、授業力向上を目的とする若年層研修会・中堅層研修会等の階層別研修会を実施いたします。

また、働き方改革も含め、業務改善の支援をしております。校務支援システム等の活用により授業準備や事務作業時間を軽減することで、児童・生徒に向き合う時間を確保し、学力向上へとつなげてまいります。

大学や企業・各関係機関との連携については、5月26日に千葉工業大学惑星探査研究センター上席研究員、秋田谷洋氏による解説の下、皆既月食のオンラインライブ配信を実施いたしました。

今後は、オンラインでの教育講演会の実施や海外の小中学校との交流等を企画しております。教育センター及び市のホームページ、広報等も活用し、教育センターの状況や成果を伝えていきたいと考えております。

#### ○加藤 弘君

質問要旨の第5です。

郷土資料館についての今後の計画についてお伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

郷土資料館は、令和元年台風15号の被害により休館を余儀なくされておりましたが、1年7か月ぶりの令和3年4月1日から、中央公民館2階の中会議室を利用して提示業務を再開しております。

以前に比べ展示室の面積が3分の1となったため、展示機能が縮小しており、収蔵資料も分散して管理している状況に変わりはありません。

このままですと、郷土資料館の機能が十分に果たすことができない状況にありますので、今年度、八街市郷土資料館の在り方等庁内検討会議を設置いたしました。

その会議において、施設の在り方、設置場所、機能等に係る調査を行い、総合的に判断し、今後の郷土資料館建設について検討してまいりたいと考えております。

#### ○加藤 弘君

庁内の検討会議が設置されたとの答弁をいただき、先の明るさを感じられました。小・中学生の勉学がしやすい距離であったり、郷土資料館単独での集客力も課題もあるかと考えられますので、そのような課題も含め、あまり時間をかけず検討していただくよう希望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

次に、新誠会、小高良則議員の個人質問を許します。

#### ○小高良則君

新誠会の小高良則でございます。

通告してある質問は大きく5項目になっておりますが、質問に入る前に、新型コロナによりまして罹患された方々にお見舞申し上げます。また、一部亡くなられた方々のご冥福をお祈りするものでございます。

そして、新型コロナ感染症ワクチン接種において、また、様々な分野でご苦労なさっている市長をはじめとした担当職員には、そのご労苦に感謝申し上げる次第でございます。

また、新型コロナウイルス蔓延によって経済が疲弊しております。その中で影響を受けている市民の方々にもお見舞申し上げます。その中で影響を受けている市民の方々にもお見舞申し上げます。

また、先ほども出ましたが、五区地先の火災は、今もなお痛ましい惨状が残っておりますが、被災された方々には重ねてお見舞申し上げます、質問に移ります。

質問事項の1番目は、新型コロナワクチンについてでございます。(1)現在の感染状況の把握は、種類、経路、今後の見通し等についてお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の本市の感染状況につきましては、千葉県から提供される情報に限りがあり、把握できておりませんので、県内の状況を申し上げます。

5月28日時点で変異株の陽性者が1千481例確認されており、10歳未満から90歳以上までの全世代に及んでいます。また、同日の感染者119人のうち変異株による陽性者は65例確認され、5割を占めております。

5月27日時点での感染経路不明率は58.9パーセントに達し、ステージⅣの状況であり、病床の逼迫具合はステージⅢ、印旛保健所管内での1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は12.71人となっております。

今後の感染状況を見通すことは大変難しいところでございますが、5月28日現在の感染者は累計508人であり、3月以来、毎月30人台の感染者が発生している状況でございます。

#### ○小高良則君

一時期はクラスターが発生して、大きく感染者が出てしまったことには大変心配したところでございますが、現在、微増の状態が続いているわけですが、収束、ゼロに向かって、市民の皆様にはご協力いただきたいところですが、千葉県では亡くなった方の公表というのは今後されないのかな。やはり、注意喚起する上でも、ある程度、怖いんだよと、命に関わるんだよという話は出ているんだけど、果たして市民がコロナによってどのくらいの方が亡くなっているんだろうという把握が県の方はできているんじゃないかなと思うんですけど、そういうデータすら残さないこと自体も問題じゃないかと思うんですけど、その点はどう考えているのか、お伺いいたします。

#### ○市民部長（吉田正明君）

今、議員がおっしゃいましたとおり、死亡の情報につきましては、特に市町村の細かいデータというのは来ておりません。ホームページの方でも公開しておりますとおり、退院、それから療養解除、死亡という、その3つの項目がいくくりになって数字として示されていると

いう状況でございます。

**○小高良則君**

県単位の状況で違いますけど、やっぱり県によってはきちんと公表して、市民に情報提供する県もあるようです。千葉県も今後収束したときには出されるのか、それは分かりませんが、恐らく、データを集積する多分労力も、今、県としては厳しいのかなというような状況ですけども、今後、注視していきたいと思います。

続きまして、(2)のワクチンの入手状況はいかがなのか。この質問は多岐にわたるわけですが、今、接種のための予約がなかなか取りづらい状況で、市民はいろんなことを聞きたいと思います。その1つとしてワクチンが適正に入手されているのか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

千葉県から本市へのワクチン納入は、ほぼ計画どおりになされており、現在、1万2千870回分のワクチンが届いております。これは本市高齢者の3割の方の2回接種分に相当します。

今後、ワクチン納入は続きまして、高齢者全員の方が2回接種できるワクチン量が確保できるものと考えております。

**○小高良則君**

先日、担当大臣とリモートで話す機会があったのは市長も把握していると思いますけど、その際、いわゆる打ち手が確保できれば、ワクチンの供給量も増やせるようなことをおっしゃっていました。ただ、市内の状況を見ると、個別病院がまだ接種していない状況ですけど、まず、打ち手の手配ができた場合、ワクチンの提供の増量を求めることは考えられますか、現時点で。

**○市民部長（吉田正明君）**

当然、必要な量につきましては、こちらの方としましてもワクチン接種計画というものをしておりますので、それに基づいた形でワクチンというものは提供されるというふうに認識しております。

**○小高良則君**

理解しました。

先日、説明を聞いた中でワクチンは業者が各医院とかに届けるという話を聞きました。委託する業者というのは、どういう業者なのか、伺います。

**○市民部長（吉田正明君）**

各医院の方にはワクチンの方を運んでいただきますが、いわゆる一般の運送業者さんといいますか、いろんな運搬会社があるかと思いますが、そういった民間の業者でございます。

**○小高良則君**

今聞いたのは、最近になって、ワクチンが温度設定が間違っただけになったとか、そういう話が出始めているので、業者にも十分注意していただいて、担当部署にもそういうことのない

いようにしてもらわなくちゃいけないのかなと。貴重なワクチンだと思います。

続いて、(3)未接種者に対する対応は、どのように考えているのか、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

新型コロナワクチン接種は、予防接種法によりまして対象者につきましては、原則として接種を受ける努力義務の規定が適用されます。

また、市町村長は、対象者に対しまして接種勧奨をすることとされていますことから、市民の皆様方にワクチンの安全性及び有効性につきまして情報を提供するなど、的確で丁寧な広報等を進めながら、幅広く予防接種への理解を得られて、多くの皆様方に接種していただくよう努めております。

**○小高良則君**

方々で努力義務ということで、確かにワクチンは強制でないので、やはり打たない人、打ちたくない人、様子を見ている人等々いると思います。

その中で70パーセント程度という1つの目標があると思いますけれども、その根拠は国が示しているものなのか、どういう根拠があるのか、分かれば、お伺いします。

**○市民部長（吉田正明君）**

本市におきまして、コロナワクチンの接種率の目標は70パーセントというふうに置きましたのは、昨年あたりですか、インフルエンザがかなり流行したときのインフルエンザの予防接種が概ね70パーセントだったというところがございます、それを踏まえまして、今回、目標の方は70パーセントというような形で設定をさせていただきました。

ただ、今の予約状況を見ますと、かなりコロナワクチンに関する注目というものが集まっているところがありますので、もう少し高い最終的には予約になるのではないかとというように今のところは考えています。

**○小高良則君**

ワクチンの、ある面、有効性をしっかり周知していただきたいと思いますが、今後、個別に、例えば、今、広報しているのは、確かに郵送で全戸配布で高齢者に届いていますよね。中には目が見えなかったり、字が読みづらかったりする人がだんだん少数ですけど、出てきてしまう。ホームページで発信しても、パソコンがない、ホームページを見られない、また、ツイッターで発信しても同様ですね。広報紙に出しても、いわゆる、今、広報紙、新聞の購読者が減っていると。自治会の加入率やなんかと一緒に、なかなか見落としとというか、いわゆる行政の手が届かない人が出てきてしまう。そういうところにしっかりと、その中でも打ちたい人がいると思うので、見落としのないようなことを考えていただきたいなど、そこはお願いします。

また、先日の説明の中で、今後は休日のふれあいバスの運行であったり、また、ゆうあい号を利用して接種の足の確保をということがございましたが、その財源はどういうふうになるのか、お伺いいたします。

### ○総務部長（會嶋禎人君）

これは確実にどうかというわけではないんですけども、今、予定しておるのは、市が無料でバスを借りきって運行するという、例えば、今回の場合で言えば日曜日の運行ですとか、あと駅を巡回してピストンをやつですとか、そういったものについては補助の対象になるということで財源は見込んでおられます。それはあくまでただというところ、無料というところも条件になってきますので、その辺は補助金があるからやるとか、ないからやらないとかということではなくて、今回は先ほどおっしゃっていたように、足を確保するというような点からの運用でございますので、財源は、簡単に言ってしまえば、後から付いてくるものというふうには考えています。

### ○小高良則君

これも同様に先般、担当大臣とのリモートでの話を聞いていましたら、今現状で全国の中で2自治体ぐらいがバスの運行を国の補助でやっているよという話が出ているので、かなり国の方でもコロナに関しては財源確保されているようなので、その辺を注視して進めていただきたいとお願い申し上げます。

次に、接種対象者の移行のタイミングについて聞くわけですけど、現行で、今、75歳以上の予約申込みから65歳以上になったわけですが、まだ75歳以上の方が予約が取れない中で、移行されて、なかなかまた電話、ネット等、また定数に達したということで予約が取れない状況でございますが、それについての考えは、状況はいかがか、お尋ねします。

### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者への接種は国の指針に準じまして、7月中に接種が終了するように、医療従事者の確保や予約体制の拡充などの体制整備に努めているところでございます。

国の指針によりますと、高齢者の次の接種順位である基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、60歳～64歳の方への接種に進む際には、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治体において、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえた中で、順次、次の順位へ接種を進めるとありますことから、高齢者への接種状況等を踏まえまして、可能な限り、接種の空白期間が生じないように、基礎疾患を有する方等への先行予約及び接種を開始してまいりたいと考えております。

また、昨日でございますけれども、吉田市民部長と八街市医師会の会長さん並びに副会長さんをお尋ねしまして、ぜひ、ワクチン接種につきましてはよろしくお願ひしますということで、協力依頼をいたしましたので、議会へ報告いたします。

### ○小高良則君

案内されている個別の病院でまだ接種が行われていなかったりしている話も聞いたんですけど、あそこの案内の一覧表の中の病院の中の接種の状況というのは、どういうふうになっているか、今、答弁できる範囲でお聞きします。

### ○市民部長（吉田正明君）

今、手元の方に細かいデータというものが無いので、具体的なところは申し上げできないところもございますけれども、いわゆる医療機関における個別接種の方なんですけど、基本的には診療時間のどこかのタイミングでワクチン接種の時間を取ってもらって、各先生方には打っていただくということが主になってきますので、その医療機関の状況によって、なかなか件数というものが多いたるところもあれば、少ないところが出てくるというのが、これはある程度仕方ないところだと思うんです。打ち終わった後に一定期間、副反応を見る時間を取らなきゃいけなかったりですとか、1人の接種に対してかかる時間というものが相当数ございますので、医療機関における待合いの場所のスペースの問題であるとかということもございまして、一概になかなかどこの医療機関で多い少ないということと比較するのは難しいかと思えます。

ただ、そういった中でも、各医療機関におきましては、それぞれの置かれた状況の中で、できるだけ個別接種については努めていただいているというように認識をしております。

### ○小高良則君

中にはほかの自治体、地区の病院に行ったら、すぐ打っていただける、予約したら、すぐ打っていただけたという話も聞くんですけど、今、市長が先ほどご答弁いただいたように、医師会との話が進んでいるようなので、医師会の方としても初めての通常業務をやりながらの接種ということで、また、医師、また、医院自体も接種することによって、場合によっては感染のおそれがあるわけですから、その辺も医師の方としては不安材料ではないかと。様々な観点から順調に進んでいくことを、ただただひたすら願うわけでございます。また、移行のタイミングについては、先ほども答弁いただきましたが、まずは重症リスクのある高齢者が一段落した後の移行が僕はいいいのかなと。

次に基礎疾患を、成人病とかを持っている方ということですけど、そこで言葉で言うのは簡単なんですけど、どのようにその人たちをご案内するのか、そうしたら自己申告しかない。そうなってくると、申込期間を設けてあげないといけないのかなとか。でも、案内は一緒に発送しちゃいますよね。そうすると、優先してするというのは、かなりハードルが高いんじゃないかなと考えるんです。だからAIか何かで処方せんのデータを入力していけば一発で出ちゃうんでしょけど、その辺も厳しい話だと思いますけど、基礎疾患の病気のある人を優先というの、かなり厳しいと思いますけど、具体的な方策なんかは持っているのか、お伺いします。

### ○市民部長（吉田正明君）

確かに、今、議員ご指摘のとおり、高齢者の方々の接種が終わりますと、次に入ってくるのが基礎疾患のある方というランクに入ってくるわけなんですけど、確かにそれをどう把握するのかというのは、自己申告に頼らざるを得ないというところが、正直なところだと思います。

そういった中で、じゃあ、本当に基礎疾患を持っている方に限って、そういった接種ができていくのかといったところは、私どもとしても現段階ではかなり不安な部分もあるところで

はございますけれども、接種が進んでいる自治体というものの中にはございますので、そういった自治体の例等も参考にしながら、今後、基礎疾患の方の選考の仕方ということについては、十分検討してまいりたいというふうに考えています。

#### ○小高良則君

よろしく願いいたします。

どう考えたって、中には簡単な病気で、私、基礎疾患があるよといったら、結局、優先順位を付けても、それは普通の市民からすると、不満が高まってしまうようなことにもなりかねません。

また、担当者は予約を受ける電話予約等で、かなり厳しい指摘も市民から受けていると思いますが、その点、心のケアじゃないですけど、十分体には気を付けて対応していただきたいと、お願い申し上げます。

武蔵野市では選挙人名簿により接種の順位が、順番が結構うまくいっているという事例もございます。八街市も年齢の細分化が65歳、75歳とされたわけですけど、さらに細かくしたら、電話が集中しなくてよかったと思います。

今後、中間層が受けるにあたって、年齢の細分化をするか、もしくは地区ごと、一遍に市内全域に送付するんじゃないかと、エリアを、申し訳ないけど、決めてやることによって、順序よく接種が行われるのかなということも、ある市民から相談というかご意見をいただきましたので、お伝えいたします。

続きまして、③の16歳以下にも接種すべきかの検討はいかがか。というのは、一部で今後は12歳という年齢も聞いております。しかし、その反面、ここに来て、欧州諸国、子どものコロナワクチン接種のリスクと利点の検証というニュースも飛び込んできております。

今後、子どもを産み育てる子どもたちがワクチンを打つことによって、様々な体の反応、弊害が出てしまうんじゃないか。また、子どもたちは、現在、重症化リスクが低いことではあります。感染を拡大するおそれはあるわけですね。だから、その辺は新たな世界規模の流行ですので、厳しいことだと思いますが、現状において16歳以下にも接種すべきかの検討はいかがか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

予防接種法に基づく公費での接種の対象は、接種の日に満16歳以上の方であり、16歳に満たない方はワクチン接種の対象にはなりませんでしたが、6月1日から接種対象者は満12歳以上の方となり、新型コロナワクチン接種の実施要領が改訂されました。

ワクチン接種対象は、薬事承認に基づいておまして、新型コロナワクチンの対象は、ファイザー社が12歳以上、モデルナ社が18歳以上となっておりますので、改訂された実施要領に基づきまして接種を行ってまいります。

#### ○小高良則君

しっかりと国・県に副反応であったり、ワクチンの検証がどうなのかというのを確認しながら

ら進めていただきたいと。

私の直接聞いた話では、あるお母さんは、とことん子どもにはワクチンを打たせない、安全性が担保されるまでは打たせない。また、あるお母さんは、打たせなくなかったんだけど、子どもが医療関係のために打たざるを得なかったと、そういう話もございます。今後、様々な方がいらっしゃいますので、様々な質問、また要望に応じていかなくてはいけないと思いますので、調査・研究は頑張ってくださいなと思います。

続きまして、余ったワクチンの対応について、角議員より、この議会で質問があったわけですが、その対応について、まず、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問1、公明党、角麻子議員にお答えしたとおりでございますけども、集団接種会場で、接種予定者に当日キャンセルが発生した場合の対応につきましては、市内の高齢者施設等の従事者や市内の保育施設等の従事者、本市集団接種会場の従事者の3つの職種の方を順位付けいたしまして、5月20日に公表いたしましたところでございます。

また、個別接種会場での対応につきましては、他市でも行っております「ワクチンもっていないバンク」のような取組を実施してまいります。

#### ○小高良則君

了解しました。

私のお願い、要望もございまして、質問という形でしますけど、マスコミで町長さんとか市長さんが先に打ってしまったとか、職員100人が打ったというニュースを聞きましたけど、僕は結構じゃないかと思うんです。市長は65歳以上なので順番が回ってくると思いますけど、副市長はまだ若いのでね。でも、先頭になって陣頭指揮を執っていかなくちゃいけない方々が感染して、また感染を広めてはいけません。職員にしても、しかりです。だから、通告した後にペーパー2枚程度で、こういう、今、答弁であったような順番でやりますよというお話いただいたんですけど、ぜひとも、市の三役、また職員の方々は、もっていないバンクの上位にぜひ登録していただきたい。

また、ワクチン会場はもちろんですけど、余ったワクチンの八街市の公表された対応は非常にいいと思いますけど、もっと柔軟性を持てるように、例えば、個別接種で1人分余ってしまったといったときに、探すのは大変だと思うので、まず、1本分は職員に順位まで付けておいて、職員が行った方が現場が混乱しないのかなと考えるんですね。その辺を少し柔軟性を持っていただきたいと思いますが、今、担当部長、いかがでしょう。

#### ○市民部長（吉田正明君）

ワクチンの余った分の対応というのは、かなり報道でも大きく取り上げられているところがございますので、本市といたしましても、こういった当日キャンセルが出た場合の対応についてということでホームページの方に公開させていただきました。

今、議員がおっしゃるとおり、ある程度、現場における対応という中で、ワクチンが無駄に

ならないように、特に個々の個別接種、いわゆる各先生方のところについては、それぞれの先生の方で基本的にはお願いし、キャンセルが出た場合の対応についてはお願いをしているところがございます。どうしても都合が付かないというときには、市の方に連絡をいただいて、市の方から、こういった対応をしている中で行ける誰かがいれば、病院の方に行って打ってもらうといったような対応を取ろうというふうには思っております。

また、特に集団接種の会場におきましても、キャンセルが出た場合につきましては、うちで定めております順位付けに基づいた形で、ある程度、現場の中の判断で柔軟な形で対応してまいりたいというふうを考えております。

**○議長（鈴木広美君）**

会議中でありまして、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時12分)

**○議長（鈴木広美君）**

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

北村市長。

**○市長（北村新司君）**

それでは、お許しをいただきまして、一言ご報告申し上げます。

実は全国市長会並びに千葉県市長会で新型コロナワクチン接種の加速化に向けた緊急要望をいたしまして、ワクチンの安全供給、接種機会の拡大に向けた財政支援、国民への情報提供、これを決議いたしまして緊急要望しております。

また、先般、千葉県のワクチン担当部長並びに健康福祉部長さんへ直接私が県庁に赴きまして、ワクチン接種に係る緊急要望ということで、教職員や保育士等々が新型コロナウイルスに感染した場合、ワクチン接種の対象となっていない児童・生徒、学童並びに乳幼児に感染しクラスターが発生する可能性が高くなるということでありまして、ぜひ、教職員や保育士等には十分な配慮をお願いしたいと、優先的に配慮をお願いしたいということで、緊急要望をしてありますので、議会に報告をいたします。

**○小高良則君**

緊急要望、ありがとうございます。知事も替わったばかりですけど、精力的に対策をいただいている様子はツイッターでも見受けられますので、八街市としても遅滞なく収束に向かったご努力を、大変ですがよろしく願いいたします。

続きまして、質問事項2番目は、投票率の向上について伺います。

昨今、全国的に選挙を見ていると、いわゆる政治離れじゃないかと言われている、投票率が低下してきております。

私が考えるには、戦後、政治が大事な中で育ってきた世代が徐々に高齢化、またお亡くなりになられて、若年層が政治に興味が薄れているのかなと。生活が大変で、それどころじゃな

いよという声も若干聞きますけど、今の民意を大切にするためには、やはり、投票率は大切、投票に行くことが大切で、自分たちの思った任意の人に大切な1票を投じるということは、義務であり、権利だと、私は思うわけです。それに対して、県内でも八街市は特に投票率が低い状況は大変悲しく思います。私たち議員が努力しなくちゃいけない部分、議員活動を発信しなくちゃいけない部分も大きくウエートを占めていると思います。

八街市議会におきましては、議会改革を今進めて、基本条例を制定に向けて動いているわけですが、また、それが1つの起爆剤となって投票率向上につながればいいなという思いもござります。

その中で質問します。

低迷する投票率は、民意を反映しているとは言い難い、向上させるべき選挙委員会の考えはいかがか、お伺いいたします。

#### ○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

答弁いたします。

選挙の投票率は、全国的に低下傾向にあり、本市の投票率も同様の傾向が見られます。直近の令和3年3月21日に執行されました千葉県知事選挙の投票率も、千葉県全体が38.9パーセント、本市が33.23パーセントでした。

本市では、これまで投票率向上に向けた取組を進めてまいりました。常時啓発としまして、選挙啓発ポスター及び標語作品の募集、成人式においてリーフレットの配布、選挙時啓発としまして、横断幕、懸垂幕、フロアグラフィックの設置、啓発車の運行、大型商業施設等での啓発活動、市ホームページへの掲載、防災行政無線、やちまたメール配信サービスの活用、職員の名札へ選挙期日等の掲示、市内幼稚園及び保育園へ選挙啓発物品及びぬりえの配布、市民課番号案内表示機の行政情報の発信、投票率の低い20歳代の有権者をターゲットに千葉県知事選挙において、新たに八街市公式ツイッターによる啓発を行うなど選挙啓発に努めてまいりました。

また、投票環境を向上させるため、平成28年度からイオン八街店の協力の下、2か所目の期日前投票所設置したところであり、期日前投票者数の増加につながっております。

さらに、中長期的な視点に立って、若者への啓発としまして、平成25年度から高校生の選挙事務ボランティアや街頭啓発の体験型学習、平成26年度からは、小学校6年生を対象に架空の市長選挙を設定した模擬投票、平成28年度からは、選挙年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、市内高校の3年生を対象に模擬投票や出前授業などの主権者教育を実施してまいりました。

今後は、地区別、年齢別等の投票状況を把握・分析し、これまでの投票率向上に向けた取組を見直すなど、啓発活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

#### ○小高良則君

投票年齢が下がったんですけど、一番行動力のある若い世代が意外と投票率向上に貢献しないのかなと。どの年代がとは言いませんけど、啓発活動を、今、していただけるという話で

したけれども、その中に投票の重要性というのを訴えていかなくちやいけないのかなど。私、36年生まれですけど、子どもの頃に学校で国会とは、また国会議員等は選挙で決めるんだよというような授業を受けたわけですけど、選挙の、また議会の重要性、様々な大切だというのをしっかりと啓発していただきたいと思いますけど、重ねてご検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

#### ○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

若い世代の投票率の向上に向けて、今までも主権者教育等で実施してきておりますが、そのほかにも常時啓発を充実させるために、市ホームページへの掲載やSNSの活用により選挙の意義、また大切さを、積極的に発信していきたいと考えております。

#### ○小高良則君

投票所が、今、期日前がイオンの方に2つ目ができて、利活用していただいているわけですけど、今、インターネット、パソコンが普及している中で、もっと簡単にデータが飛ばせるのであれば、もう少し投票所を増やせるのかな。地区によっては結構広い面積、また、大きな団地などに公民館まで行かないと投票できないよという場所もございます。もう少し投票所の細分化、また、増設の検討を願いたいと思うんですけど、いかがかお伺いいたします。

#### ○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

投票環境における制約から、有権者に有効な投票機会の創出、利便性の向上に努めることは当然投票率の向上につながる有効な手段であるとは考えます。

ただし、新たに増設するにはセキュリティー対策を講じた、二重投票を回避するための投票記録の同期できる環境整備、投票所の人的確保、生活動線を考慮した投票所の設置場所の選定、また、設置に係る経費など課題がございます。

いずれにしても、各地区等の投票状況や有権者、地区の要望等、意見に基づきまして、期日前投票所、当日投票、併せて再編など、研究してまいりたいと考えております。

#### ○小高良則君

よろしくお伺いいたします。

また、広報車が選挙の告示になると回るわけですけど、広報車のスピーカーが小さいのか、車の運行速度もちょっと速いのか、まず、投票の広報車の声が聞こえない。いろんな人からそれは指摘されております。候補者が使っているような広報車を使うことの方がもっと皆さんに声が届くのかな。ただ、行政サイドがあまり大きなマイクで「わあわあ」行ってくださいといって苦情になってしまうのもちょっと危惧される場所ではございますが、ぜひ、広報する際には、しっかりとした広報をお願いし、投票に行くのを忘れていた人にもしっかり行ってもらえるように、また、行ったことがない人にも、ぜひ行ってくれというようなことで、広報活動を続けて、調査・研究していただきたいとお伺いいたします。

続きまして、質問事項の3番目は、街の安全についてお伺いいたします。

五区地先における火災に対して、その教訓として消防組織の充実を図るべき問題と対策はということでお伺いいたしますが、ほかの質問でも、消防組織のことに関してはございました

が、改めまして、その問題と対策に対してお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

まず、改めまして、被災されました方々にお見舞い申し上げますとともに、消火活動にご尽力されました消防団員の皆様方に心から感謝申し上げます次第でございます。

答弁いたします。

少子高齢化の進行や、会社員など勤め人の増加により、地域の防災活動の担い手を十分確保することが困難となっております。多くの分団において、消防団OBの再入団、自治会役員の入団などにより、分団運営を維持している状況であります。

本市といたしましても、消防団員の減少に歯止めをかけるため、「非常勤消防団員の報酬等の基準」を踏まえ、報酬等の改正について検討をするほか、各分団の機能別消防団員数につきまして、地域の実情により増員を可能にするなど、消防団規則の改正についても検討を行いまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

#### ○小高良則君

この再質問は、特にございません。他の議員からかなり細かくありましたので。

ただ、ここでこの火災におきまして、八街署長にお話をちょっと聞いたんですけど、消防団の皆様には大変火災においては助けられたと、そういうふうに感謝の意を示しておりました。改めて消防団の皆様には感謝申し上げます次第でございます。

続きまして、（２）番、街の安全には警察官の働きが重要です。市内においての問題点、また、重要課題は、現状ではいかがか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内では、八街幹部交番をはじめ、３か所の交番、２か所の駐在所が設置されておまして、総数約５０名の警察官が交代制勤務により２４時間３６５日、本市の治安の維持に努めていただいております。このほか、交通機動隊などの県警本部執行隊等による応援体制の強化もしていただいております。

この結果、刑法犯認知件数につきまして、平成２５年の１千２４１件から、令和２年には約７０パーセント減の３６９件に減少しております。

また、交通事故発生件数につきましても、平成１７年の５９９件をピークに、令和２年には約７４パーセント減の１５８件まで減少しております。

佐倉警察署員の方々の日々の努力に対しまして、改めまして感謝申し上げます次第でございます。

また、日頃、交通安全のために市民の皆様方も大変なるご努力をいただいております。改めまして市民の皆様方のご努力につきましても心から感謝申し上げます次第でございます。

また、現在、佐倉警察署におきましては、自動車盗、自転車盗、電話d e詐欺、侵入窃盗、子供・女性対象の性犯罪等を重点犯罪に定めて抑止に努めており、交通事故抑止対策としては、飲酒運転等危険な運転の根絶、高齢者安全対策の強化、歩行者保護の「ゼブラ・ストッ

プ」の徹底を3つの柱に掲げまして、警察活動を行っているとのことでございます。

○小高良則君

24時間活動していただいている警察官の皆様には感謝申し上げます。やっぱり、街の安全には欠かせません。

ちなみに、警察官は既にコロナワクチンの接種は終わっているのでしょうか。聞いてもいいですか。

○議長（鈴木広美君）

再質問という形ですか。

○小高良則君

はい。

○議長（鈴木広美君）

担当課、これは。

○総務部長（會嶋禎人君）

申し訳ございません。把握しておりません。

○小高良則君

当然、市民と色々な安全確認で家庭訪問もされる警察官ですので、先に県の方からの指示でしていただければいいなど。

ちなみに、消防署長に聞いたら、佐倉2市1町消防組合員はたしか先月中に打っているよという話を確認しております。その後、確認しておりませんが、優先順位を上げていただいているお話は以前聞いたところでございました。警察官の皆さんも安心して仕事ができるように、いち早く打てることを、そういったことを希望いたします。

続いての質問は（2）の②です。

この質問は、ごくごく一部ですけど、一部の市民から心配な声が上がった部分でございます。外国人ドライバーの件ですが、日本人の我々も海外に行ったら、日本の免許で海外で運転できるのは皆さん承知していると思いますが、やはり、交通法規が多少なりとも違います。また、私たちが行ったときにはレンタカーなり、しっかりしたものを乗るわけですけど、在留している外国人の方々の車というのは以外と安価な車を買ったりしてお乗りになっている様子がございますが、もし、もらい事故等で相手が言葉が通じなかったり、やっぱり、そういう不安もあるという市民の方がおりました。

そこでお伺いするわけですが、メディアにおいて一部の外国人ドライバーの無免許報道も聞くわけですが、市民として心配される方もおります。状況はいかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

佐倉警察署に確認をいたしましたところ、令和2年中の管内での人身交通事故発生件数は481件のうち8件、率にして約1.7パーセントが外国人による交通事故とのことでございます。

また、外国人運転者の無免許運転による人身交通事故件数につきましては、公表されておられません。

外国人の方々は、自国における交通ルールとの違いに戸惑う場面がありますので、交通ルール等を外国語で分かりやすく記載したリーフレットを配布いたしまして、日本における交通ルールの周知及び交通安全の意識の高揚を図ってまいります。

#### ○小高良則君

外国人に対しての偏見などを持ってはいけません。ただ、同じ国に住んで、同じ法律の下で生活する中で、しっかりとルールを守っていただきたいというお願いだけをしていきたいと思えます。

続きまして、質問事項（３）、道路の話は先ほど、議員からも若干お話がありましたが、専決処分の報告に道路の破損による車の破損等がかなり報告されます。今のところ若干の人的被害もありますが、ないにこしたことはございません。きめ細やかな対策を求めるが、いかがか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

道路等の破損に起因する事故につきましては、令和元年度４件、令和２年度５件発生しております。

その多くは道路の破損、側溝蓋の跳ね上がりによる車両本体やタイヤホイールの損傷となります。

対策といたしましては、道路破損を早期に発見し、迅速な修繕、補修が必要となりますが、市内全域を把握するためには担当課だけでは限界がありますので、他の部局や事業者、市民をはじめとする通行者からの通報が重要となります。

このことから、道路に異常等があった場合の情報提供に関しまして、八街郵便局をはじめとする市内の郵便局と協定を締結しているところでありまして、今後も道路パトロールのほか、広報等により広く市民の皆様方に道路破損の情報提供を呼びかけ、早期発見に努めてまいります。

#### ○小高良則君

すごくしっかりした答弁で、再質問しにくいところではあるんですけど、郵便局さんとかと提携しているというのはいいです。郵便局さんからはどの程度情報提供が、例えば昨年あたりあったのか、正確な件数でなくてもいいですけど、分かればご答弁いただきたい。

#### ○建設部長（市川明男君）

昨年度においては無いという形で、以前はあったという形になっております。

#### ○小高良則君

郵便局さんも自分の業務、１枚５０円程度のはがきを全世帯津々浦々配っていくのは大変だと思います。大きなものに関しては、様々な協定の中で協力していただければと思いますが、簡易なものだと、オートバイでもちょっとよけて走っちゃえば、そのままになっちゃうのか

なという、業務を邪魔するようなお願いまではできないなというふうには自分だったら感じるわけです。

でも、何とか対策は練っていかなくてはいけない。そうすると、やはり、地元の自治会さんの力、区長さんの力が一番地元を知っていて、地元の範囲というのを知っているわけですから、区長さんたちにボランティアでお願いするしかないのかな。うちの区長も歴代、そういう情報提供は求められているということは承知しています。カーブミラーであったり、電灯の球切れであったり。ただ、1年で終わっちゃう区長さんが多い中で、しっかりとお願いしておく部分でもあるのかな。それが市民の安全であり、区民の安全ですから、自分が区長をやっているときには、そういう事故を、例えば自転車でも穴ぼこに落ちればけがをしますから、そのためには、そういう事故を防止するために協力してくださいという協力体制をしっかりと作って、文書でお願いするようなことも必要ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### ○建設部長（市川明男君）

区長の皆様に対しましては、毎年度4月に開催されています区長会議の席上におきまして、道路の改修等に関する要望等の提出について依頼の方をしております、こちらの方でご連絡をいただいているところでございます。

また、昨今でございますが、メール配信でもないんですけど、直接担当課の方に市民の方から、こういうところに穴が空いているという形で情報提供いただいております、そちらにつきましては、確認後、速やかに確認させていただきまして、早急な対応ができるものについては早急に対応しているところでございます。

#### ○小高良則君

市民みんなが監視者になってくれれば、監視者というと大げさですけど、助かる部分かなと思います。

ただ、先ほどの議員からも年間に100件ぐらい、区長さんからいろいろな要望があると話がありましたけど、それを集計するも大変かもしれませんが、その辺は場合にはよって人命にも関わることなので、注視して行っていただきたいとお願い申し上げる次第でございます。

次の質問に入ります。質問の4番目、警察署の話になります。

街の安全については、全て警察署の格上げが大事だという話に結び付いていくのかなと思うわけです。当然、道路事業も、さっき建設部長に聞いた、県の道路があまり悪ければ、警察からも情報提供があるわけでしょうから、それには現在50人の人員で対応して下さっているんですが、今の規模の八街の幹部交番の形とすると、それなりに多い人員になったなど。以前は24人ぐらいで対応している時代もあった中で、今は倍いるわけですから、それはそれで県としても注視していただいていることを感じるんですが、それでも銚子であったり、勝浦であったり、人口規模からすると、八街市は警察署でもいいんじゃないかと。よりよい街づくりのための一翼をぜひとも担っていくために警察署が欲しいと、以前から市長も要望

し、県議も県議会において要望している話を聞いておりますが、その後の話はいかがか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、以前から、安全で安心なまちづくりを目指し、また、防犯体制の強化を図るため、市長会を通じまして、八街幹部交番の警察署への昇格を含めた幹部交番の機能強化を千葉県に要望しております。さらに、昨年12月に、県議会におきまして、八街市選出の山本義一県会議員から要望していただいたところでございます。

警察署の新設につきましては、管轄区域の面積、人口、治安情勢、業務運営の効率性等を総合的に判断しており、現在のところ、新設するために必要な署員数の確保が困難であること、また、厳しい財政状況の下、直ちに応えることはできないと伺っております。

しかしながら、警察官の配置見直しや機動捜査隊、交通機動隊、自動車警ら隊などの県本部執行隊等による応援体制を強化するなどして、地域における安全・安心の確保に努めていただいております。

この結果、さきに答弁したとおり、平成25年に1千241件あった犯罪認知件数が令和2年には369件と大幅に減少したものと考えておりますが、今後も引き続き、八街幹部交番の警察署への昇格を含めました幹部交番の機能強化につきまして、粘り強く要望してまいります。

#### ○小高良則君

よろしくお伺いいたします。

次の質問に移ります。質問事項の4番目は、生徒の制服についてお伺いいたします。

生徒・児童は、見た目のとおり、男子は男子、女子は女子というものでなく、心の中に性的なマイノリティーを持った子どもがいる可能性が、今の時代、高いと思います。

ただ、表現を、意思を伝えられない、我慢している子どももいるのかなど。そういう子どもたちを解消してあげられないのかなど。いわゆる心が女の子なのにスカートをはけないとか、心の方が男の子なのにスカートをはかなくちゃいけないとか、そういうことも一部では報道され、改善されている自治体があります。冷やかされたり、いじめられたりする原因にもなりかねないことではありますが、やはり、制服の選択の自由もあってもいいのかなどと思います。

ただ、経済事情を考えますと、制服というのは非常に便利で、私服に例えば自由化してしまうと、おしゃれにお金を使って、貧富の差が出て、いじめの原因になってしまったりとか、そういうことも考えられる。ある程度の一線のガイドラインは必要だと考えながら、質問は、中学生の制服について、私服がよいとは思わないが、女子がズボンを選択できるなどの選択肢を増やすよう検討を求めるが、いかがか、お伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

女子生徒にスラックスなど、制服を自由に選べる「制服選択性」については、文部科学省の通知をきっかけに、県立高等学校を中心に導入の動きが進んでおります。

教育委員会といたしましては、中学校長会に対し、制服に違和感を感じる生徒には、悩みや不安を聞く姿勢を示し、生徒の状況に応じた丁寧な支援を行うように、既に指示してあります。

学校現場では、夏場や自転車での登下校時においてジャージの着用を認めるなど、柔軟な対応をしております。

今後、この課題に対しましては、管理職のほか、養護教諭、PTA代表、生徒代表等の様々な意見を聞き、性の多様化に配慮した制服の在り方について、慎重に対応を進めてまいります。

#### ○小高良則君

この問題は、非常に繊細な問題でもあるので、特に再質問はございません。ただ、いじめと同様に、隠れた問題だと思います。もし、そういう生徒等がいた場合には、慎重な対応をもって接していただきたいとお願いだけ申し上げます。

続きまして、質問事項の5番目、飲食店の支援についてお伺いいたします。

このコロナ禍で、もう、2年にまたいで、感染が静まりません。まず一番効いているのは飲食店ではないかと。ただ、首都圏のように家賃がものすごく高額で、飲食店を営んでいる方は八街の中では少ないのかなという思いはございますが、ただ、従業員の雇用であったり、酒類の販売ができないことよっての売上の減少は大変厳しいものがあるのではないかと。いうふうに考えるわけですが、対策、支援はどういうふうになっているのか、それを求めるわけですが、いかがか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から1年が経過し、市民生活が大きく変化する中、経済状況は依然として厳しい状況であると認識しております。

市といたしましては、昨年、売上げが前年同月と比較して20パーセント以上減少した中小企業者等に対し、現金支給による支援として「中小企業元気アップ給付金事業」を行ったほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図るための「セーフティネット保証認定業務」並びに、国の「持続化給付金」や県の「中小企業再建支援金」等、様々な制度の周知を行ってまいりました。

このほか、高齢者及び障がい者等の生活支援事業といたしまして、対象者に共通商品券を発行し、八街市社会福祉協議会及び八街商工会議所と連携を図りながら、市内での消費喚起を促しました。発行した商品券の約95パーセントが使用され、地域経済の活性化の一助となったものと認識しております。

一方、八街商工会議所女性会におきましても、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止と事業の両立に努力する事業者を応援することを目的に「がんばろう！やちまた！！」と

題したポスターを作成し、各事業所に掲示いたしました。

また、年明け早々に発出された緊急事態宣言を受け、国の休業、時短営業等の要請に応じた飲食店に支給される「千葉県感染拡大防止対策協力金」についても、申請書類の配布とともに、手続等について、案内を行っているところでございます。

さらに、今年度における市の支援事業といたしまして、飲食店を含め、市内に店舗等を有する中小企業者等に対しまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と併せて、事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた新しい生活様式等の対策を講じる際の必要経費を補助する「八街市中小企業等新しい生活様式応援事業」を実施しております。

申請の受付を6月1日より開始したところでございますので、速やかに事業者の皆様の元に補助金が交付できるように努めてまいります。

なお、今後も、必要な支援策等につきましては、国・県の動向を注視しながら、「新型コロナウイルス感染症対策本部」におきまして協議してまいりたいと考えております。

#### ○小高良則君

これまでの支援の状況はどういうものだったのか、どのぐらい1店舗当たり支援されているのかとか、実際もらった、もらわないではなくて出されているのかというレベルでもいいですけど、お伺いいたします。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

まず、現在、千葉県感染拡大防止対策協力金につきまして、飲食店に対し、県が給付しているところでございます。

昨年末に東葛地域及び千葉市を対象に国の時短営業や休業要請に応じた飲食店に協力金を支給するもので、本年の1月から第1弾の申請の受付が始まっており、現在はまん延防止等重点措置適用区域を含め、千葉市全域を対象に第8弾までの申請受付を行っております。

八街市の飲食店につきましては、第2弾から第8弾の申請が可能で、第2弾、第3弾の協力金は1日当たり一律6万円、第4弾から第6弾までが1日当たり一律4万円、第7弾、第8弾からは売上げに応じて2万5千円から7万5千円、大企業には20万円を上限に協力金を支給しており、先ほど、市長が答弁いたしましたように、申請書の配布と手続等につきまして案内をしているところでございます。

#### ○小高良則君

コロナが落ち着いてからというのは、現状では国とか県、また市の支援が現在では有効ではないかと思えます。全てが満足しているとは言えませんが、しかし、収束後というのは、当然、商いは自助努力も必要ではないかと。ただ、自助努力をするにしても、起爆剤を提供してあげるぐらいは行政としてできるんじゃないかと。以前は、商工会議所でも募集して、やる気のある人にはチラシを作って、その中にクーポン券を当てはめて折り込みしたりとかということもございました。また、今回もそのようなことを重ねていって、重ねていって、重

ねて行って、通常に戻っていくのかなと思います。そのための多少の印刷代であったり、何らかの補助を求めるわけですけど、いかがか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

現在、市内の飲食店では、コロナ禍での営業形態といたしまして、テイクアウトやデリバリーなどのサービスを始めた店舗が増加しております。こうした背景を受け、八街商工会議所では飲食店や食料品店を対象とした商業マップを作成し、その中にQRコードを記載し、インスタグラム等のSNSを用いた情報発信を行い、地域商業のIT化を進めるとともに、活性化を図ることを計画していると伺っております。

市といたしましても、こうした取組を積極的に支援していくとともに、今後の支援策につきましても、事業者の皆様のをしっかり聞きながら、八街商工会議所と連携し、検討してまいりたいと考えております。

○小高良則君

よろしくお願ひいたします。

以上で通告した質問は終わりますが、このコロナの中、様々な事業が割愛され、また変更を余儀なくされております。市長以下、皆様には市民のためのしっかりしたかじ取りをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、新誠会、小高良則議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

報告いたします。

新見準議員より一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

次に、黒崎経済環境部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

再質問での答弁の訂正をお願いいたします。

小高議員の質問事項5、飲食店の支援について、要旨（1）コロナ終息に向け、対策支援を求めるでの再質問に対する回答の中で、飲食店に対する支援といたしまして、千葉県への感染防止対策協力金の受付につきまして、第8弾まで申請を受け付けていると回答いたしました。現在、受付は第7弾までとなっておりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ご

ございませんでした。

なお、第8弾の支援内容につきましては、答弁のとおりでございます。今後、受付が開始されました際には、適切にご案内の方をしてみたいと考えております。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で報告を終わります。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

**○桜田秀雄君**

改革クラブの桜田秀雄でございます。

今、時を同じくしまして、各市町村で議会が開かれております。昨日、東金市議会を傍聴させてもらいました。成田市、東金市を傍聴させてもらいました。大変参考になったわけですが、これからの任期中に、なるべく印旛管内の議会を伝聞にして回りたいと、このように考えておりますけれども、よその議会のいいところは八街市にも活かしていきたいと、このように考えております。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず、最初に、まちづくりの問題で、八街駅北口開発についてお伺いいたします。

①駅北側開発に関わる経費の総額、核施設用地として買戻しに要した金額、また、現在の土地の価格が分かればお伺いをいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

八街駅北側地区土地区画整理事業につきましては、平成10年度から平成27年度において施行し、経費の総額につきましては約52億4千700万円となりました。

次に、公共核施設用地につきましては、平成18年度から平成20年度において買戻しを行いまして、支払額は約9億6千300万円でございます。

最後に、現在の土地の価格につきましては、固定資産税の近傍宅地の路線価を基に算出した評価額になりますが、約3億1千300万円でございます。

**○桜田秀雄君**

地元の不動産業者の皆さんにお聞きしたんですが、今、3億円ちょっとという話がありました。現在、売買すると、2億から3億円ぐらい、これぐらいで売ればよいのではないかと、このようにお聞きをしております。

令和2年に策定されました行財政改革プランで、いわゆる未利用地の売却、これを挙げてられますけれども、北口の市有地についても、この中に含まれているのでしょうか。

**○財政課長（和田暢祥君）**

北口の市有地につきましては、その中の価格に含まれているということは、申し訳ありません、現在把握してございません。

**○桜田秀雄君**

先ほど市長の答弁の中でも、買ったときは9億円余り、これを半分以下で売るとなると、私たちは市民に対して申し訳が立たないと思うんです。いわゆる。ここは市民の共有財産でございますから、売却ということはぜひとも避けていただきたいと思うんですが、その辺についていかがでしょう。

**○財政課長（和田暢祥君）**

現在のところ、北口の有効利用につきまして、民間事業者との対話ですとか、市民の意見をお伺いしながら、この利活用の方針の決定に向けて、現在検討を進めているところでございまして、そうした中で、売却するとか、そういうことについては、現在については何も決まっていないう状況でございます。

**○桜田秀雄君**

次に、②でございますけれども、用地の有効利用と新時代に沿った文化複合施設のグラウンドデザイン構想についてお伺いいたします。

職員及び市民のアンケート調査を行いました。この結果、市有地の利用について約8割から8割5分の人が不満であると回答されていると伺っております。八街駅北口の市有地活用構想の下で、どのように検討され、今、どのようになっているのかをお伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

八街駅北口市有地の有効利用につきましては、令和2年度に実施いたしました、市独自のサウンディング型市場調査及び国土交通省主催の合同サウンディングに参加いたしまして、民間事業者との対話を行いながら検討を進めているところでございます。

また、本年5月には、公有財産の有効活用を検討するため、庁内検討組織といたしまして「八街市公有財産利活用検討委員会」を設置いたしまして、「八街市公有財産利活用基本方針」について策定作業を進めておりまして、この方針に基づき、八街駅北口市有地につきましても、今後も民間事業者との対話や市民のご意見聴取等を行いながら、利活用方針の決定に向けて検討を進めてまいります。

**○桜田秀雄君**

中央公民館、大分古くなってきておりますけれども、これの耐用年数はいつになるのか、また、皆さんが想定している建て替えの時期はどのように考えているのかをお伺いします。

**○教育次長（関 貴美代君）**

お答えいたします。

中央公民館につきましては、先日、中央公民館、図書館、資料館の在り方基本構想の中で、耐震工事を行った結果、耐震はあと20年ということで、建て替え等は考えておりません。その後、また検討委員会等を含めまして、検討していくという形でなっております。

**○桜田秀雄君**

中央公民館、これは耐用年数が来れば、いや応なく建て替えをしなければなりません。私は、中央公民館の建て替え、この時期から逆算をして、いろんな公共施設の整備計画を立てるべ

きであろうと考えています。

北口の用地は、駅からゼロ分です。アンケートでも、賑わいのあるまちづくりの場として利用していただきたい、こういうことが多く挙げられております。地の利を活かして週末イベントを開催する。そのためにはステージを併用した全天候型のテントを建てて、災害時には救援物資の集積場や、あるいはボランティアの活動拠点に活用する。周りにコンテナを配置して、商店街の皆さんに利用していただく。あるいは農家の皆さんには軽トラックで八街の特産物や野菜を売っていただく。キッチンカーやフリーマーケットなど、魅力ある店舗に出店をしていただき、毎週末、3千人から5千人程度を動員できるイベントを開催して、賑わいのあるまちづくりをしていったらどうか、このように考えています。

そのためには、駐車場が必要でございますけれども、市役所の駐車場は約200台です。民間の有料駐車場もありますけれども、これも約200台ほどしかありません。駐車場が足りませんので、公式野球場としての基準を満たさない中央グラウンドは駐車場に転用する。そして、休日はイベント用の駐車場として、平日は非正規職員も増えておりますので、職員や八街中学校の教職員などに駐車場として開放する。北口公園の噴水も開園してからほとんど利用されておられません。噴水の上に東屋を建て、そこを透明の亚克力強化板で作って、下からの照明で彩るミニ東屋ステージを作る。

町を挙げてのイベントを成功させるためには、職員の力が重要でございます。そのためには、現在のように、3、4年で異動する人事異動を見直ししなければなりません。担当課を新設し、イベント大好きな職員を公募して、10年、20年、その場においても昇給・昇格を保証する、こうしたことによって職員のモチベーションを高めていく人事に変える必要があります。

また、郷土資料館や文化施設は、中央公民館の建て替えのときに複合施設として整備をする。市役所第二庁舎は、その後に検討するというロードマップをお示しすることが、市民の皆さんに夢と希望を持っていただけるのではないかと、このように考えているわけであります。

そうすると、中央グラウンドは、コロナ前、この時点で年間330日ほど利用されておりますので、代替施設が必要でございます。中央グラウンドのセンターは115メートルで、公式の基準には5メートルほど足りません。基準に合った球場を造るとなると、榎戸サッカー場の2倍、球場だけでも2.3ヘクタール、駐車場を含めると、4～5ヘクタールの広大な土地が必要となります。整備に十数億円はかかりますので、用地の購入は現在の市の財政では無理かもしれません。

そこで借地料が年間600万円から700万円ほどかかりますけれども、定期借地権50年、あるいは60年程度を地権者の皆さんに公募して、郊外に新設をする。私は、こんなグラウンド構想を描きながら、議員活動しているわけでございますけれども、要するに、まず、最初に公式野球場の建設が優先されなければなりません。

市民の市政に対する信頼と町への愛着、住み続けたいと思うモチベーションを持っていただくためには、今後、20年後を見据えた公共施設の整備計画を作り、市民の皆さんにお示し

する必要があるのでないか、このように考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

大きなお話なので、私の方から、仮になってしまうかもしれませんが、答弁いたします。

今お話がありましたとおり、計画といって3年ぐらいで立てるとか、そういったものではなくて、今おっしゃっているのは本当に5年、10年という、まさに今回ご質問の中であったグラウンドデザインというような単語が匹敵するんじゃないかというようなものだと考えられます。その場合に、今現在、ここ2年ぐらいの間のことで、例えば台風の災害がやっと落ち着いてきたところで、今度はコロナの関係が出てきてしまったというようなところで、今何をまさに優先すべきかというところが、行政も市民もそこをまず考えるのが初めなのではないかというふうには考えております。その1つが何なのか、箱物なのか、そういうものなのかというところまでは、そんなに具体的に話は進んではいないものの、今現状どうするかというところに、まずは、目も力も注ぐべきだとは考えます。

これが仮に今年中とか、来年度中とか、その辺で、今まで言う通常のインフルエンザ的な形に仮になったというところであれば、それから今度は市民の元気を取り戻すというような方向に話が進むわけで、そうしたときに、5年10年という計画の中で、いろいろな施設を整えていくというところも大事だとは思いますが。

その手法としては、今お話があったように、プロジェクトチーム的なものをこしらえて、そこで少し腰を落ち着いた形での計画策定から実施に向けての作業ということも必要ではあるかとは思いますが。

全体から、今の八街市の状況から見て、今ここで、こういったことをテーブルの上に乗せるというような時期では私はないとは思いますが。ですから、将来的に中央グラウンドに限らず、公共施設がどういう状況になっていくのかというところがある1つの答えが出たとすれば、そこをまず起点して、何かできないかとか、そういったところのきっかけが、まずあってからだと思いますので、今現在、中央グラウンドというところは、今、提案されておりますが、中央グラウンド自体を教育委員会が、今、不要なものだというふうに決め付けているわけではありませぬので、その部分については、この場では駐車場とかに転用するという気持ちは全くありません。

いずれにしても、先ほどからいろいろありましたコロナに対するワクチンの関係ですとか、今、目に見えているものの方が私は重要だと思いますので、このお話については、もう少し先延ばしというところで、何かきっかけがあったときには検討すべき内容ではないかとは考えます。

○桜田秀雄君

北口の事業が終わって、もう8年ぐらいたつと思うんですけども、まだ議会も当局も含めてですけども、私たちは市民の皆さんに、いわゆる野球場建設基金、これをお願いしました。そして文化会館建設基金もお願いをしております。これは、要するに、市民の皆さんに私たちが約束をしてしまったと。出来は別にしてですね、してしまっていると、私は思うん

ですよ。そういう意味では、そうした面も深めながら、やっぱり将来の展望というものを市民の皆さんにきちっと示していく。そうすれば、市民の皆さんも、「そうか、じゃあ、もう少し待つか」、そういう気にもなろうと思うんですが、ぜひ、そういう立場で検討していただければ、ありがたいかと、このように思います。

次に、2番目の区長制度についてご質問いたします。

地方公務員法の改正に伴いまして、行政区長制度、それが廃止になりました。区長として委嘱できなくなったわけですが、イ、区長の名称と職務内容、ロ、現区長等の手当、ハ、今後、行政と地域をつなぐ担い手は、ニ、新たに担い手に財政的支援制度は、ホ、社会福祉協議会の福祉員、日本赤十字の協賛委員は区長のあて職になっておりますけれども、地域の住民自治は、今後、どのように変わっていくのか。イ、ロ、ハ、ニ、ホを含めて一括で答弁をお願いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年度、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことによりまして、地域の代表である区長の皆様方には、行政と地域のつなぎ役として非常勤の特別職の区長とした委嘱することができなくなったことから、従前から担っていただいている回覧等の職務を委嘱するよう、「八街市区長等設置に関する規則」の一部を改正いたしました。したがって、「区長の名称と職務内容」につきましては、従来と変わらないものと考えております。

現「区長の手当」につきましては、非常勤の特別職としての報酬から規則の改正後は、地域と行政をつなぐ有償ボランティアに位置付けて、報償費からお支払いをしており、金額の算出方法につきましては従前と変わりはありません。

行政と地域をつなぐ担い手につきましては、今後も引き続き、地域の代表である区長の皆様方に担っていただこうと考えておりますので、今後、「行政と地域をつなぐ担い手」や、新たに、「担い手に財政的支援制度」を創設することは考えておりません。

「社会福祉協議会の福祉員の専任等」につきましては、八街市社会福祉協議会で行っていることですので、ご理解をいただきたいと存じます。

#### ○桜田秀雄君

答弁の内容を聞いておりますけれども、いわゆる身分が非常勤職員から一般、私人に変わったと。そして報酬がいわゆる報償ですか、報償に変わったと、こういうことで、実態は変わりませんと、そのような内容に受け止めました。

確かに、行政区長制度は長い歴史の中で住民の生活に定着しております。しかし、区への加入率、これは50パーセントを割り込み、多くの住民が区に加入していても何ら利益を得られないとして、加入率はどんどん下がることが危惧されます。小さな区では区の存亡の危機だとの声も聞かれます。

区長等の報償について、一番多い区と少ない区はどこか、また、金額はどのようになっているのか、お伺いいたします。

### ○市民部長（吉田正明君）

ちょっと金額的なものの資料はございませんので、行政区別の世帯数から考えてみますと、文違が行政区の中では一番世帯数が多いという状況でございます。それから、市内で一番少ないというのが岡田区辺りが、今、37戸ということで、この辺が市内では一番低いのかなというところで考えております。

### ○桜田秀雄君

たしか区長の報酬は今までは一律11万3千円プラス戸数、戸数1戸当たり280円で支給されていたと思います。これで文違区を計算すると、相当な金額になるんだらうと、私は思いますけれども、市長から、先ほど、内容はあまり変えてはないよという話だったんですけども、区長というのを、これはややこしいんですが、区長も含めて法律的には、法律的というか、自治会の中に入るわけですよ。町内会も含めて、呼び名はいろいろあるんですけども、総体的には普通、議会では自治会ということで話をされていますけれども、区長というのをそのまま、何も変わらないというと、住民の皆さんも何も変わっていないんじゃないかなと、このように思うんです。

そこで区長を、例えば何々区自治会長とか、そういうふうに変えていかないと、市民も何のために法改正が行われたのか分からない、そんなふう思うんです。いわゆる自助・共助、私はここにご近所というのを付け加えてもらって、根底から自治会の制度、区の制度、これを考え直していかないと、崩壊をするおそれがあるのではないかな、このように危惧をしております。

多くの市町村では、昨年の法改正以降、1年間をかけて関係者とみっちり議論をして、今後の在り方を考えてきた市町村もございます。これから行政と地域をつなぐ担い手、これを今までと変わらないというんですけども、やはり、この辺の役割について、しっかりと議論をしていく必要があるのだらうと思うんですが、その辺についていかがですか。

### ○市民部長（吉田正明君）

八街市の、現在、区長につきましては、いわゆる地域と行政の連携を図るための各行政区ごとに設置をさせていただいているという状況でございます。こうした中で今の区長の在り方というものは、先ほど議員の方からもございましたように、かなり長いこと、今のような体制の中で実施をしてきておりますので、ある程度、地域の中でも、今のやり方が定着しているという部分がある意味ではあろうかと思えます。ただ、そういった中で、もし、そういった話が仮に地元の方から出てくれば、そういった今の現状に合うような形に体制を変えていくというのも1つの方法だらうと思えます。

今、区長さんの方とも市民協働推進課の方で勉強会なども執り行っておりますので、そういった中で、仮にそういった話が出てくれば、そういった制度改革に向けた話合いというのはしていくべきだらうと思えます。ただ、現状としては、あまり急に、法が変わったからといって、制度を切り替えてしまいますと、市民の中にも逆に言えば、混乱を招くというおそれもありますので、その辺については慎重に取り扱ってまいりたいというふうに考えてお

ります。

#### ○桜田秀雄君

区長等の報酬がいわゆる報償に変わりました。報酬は給与の意味を持ちますけれども、これは個人に支給されるものでございます。報償は、その労苦に対して支払われるもので、自治会活動は個人で営むことはできないわけであります。例えば、大きな自治会、ここでは自治会長がいて、その下にいわゆる役員の1人として区長、これがいる区もございませぬ。そして、その区長が市の主催する4月の区長会などに出席をしている、このようにお伺いをいたしております。

自治会の中の1人の役員に、会長ではなくて、1人の執行役員にこういう報償を支払うとなると、問題は生じないのでしょうか。法的な裏付けがなくなったわけですから、やはり、この際、個人に支払われていた報償を自治会そのものに補助金として下ろして、その自治会の中で、自治会の意思で使い道を決めて、こういうことにしていかないと、自治会の活動そのものが生きてこない、私はそのように思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○市民部長（吉田正明君）

確かに、今、議員の方からお話のあったように、いわゆる、個人への報償という形ではなくて、場合によっては町内会、あるいは自治会というところに補助金を出してという例もあるということは承知をしております。ですので、そういったやり方が今の八街市に合うかどうかということは、先ほど申し上げたように、区長の今の取扱いも含めた中で、改めて各地域のご意見も伺いながら、慎重に判断をしてみたいというふうに思います。

#### ○桜田秀雄君

選挙管理委員会にお尋ねしたいんですが、法律の改正で区長は私人になりました。現役区長時の議会議員への立候補、これも可能となりました。八街は候補者が不足しておりますので、私は大いに歓迎をするわけでございますけれども、現役区長の肩書で立候補されると、これは脅威になるな、このように考えています。報酬から報償に変わりましたけれども、現役区長名での肩書での立候補、これについては問題はございませぬか。

#### ○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

普通地方公共団体の議会の議員は、国会議員、地方公共団体の議員及び常勤の職員等の兼職については、議員の職務を完全に果たすために妨げになると考えるために禁止されておりますが、区長を含め、一般的には他の職業との兼職の禁止に抵触しないと考えております。

また、普通地方公共団体の議会の議員は、当該団体との具体的な請負契約の締結に対する議決に参与することにより、直接・間接に当該団体の事務や事業に参与するものであるために、議会運営の公平性及び事務の執行の適正性を確保するために、当該団体との関係において請負関係に立つことを禁止されております。具体的には、当該地方公共団体に対する個人の請負の禁止、当該地方公共団体に対し請負することが主たる法人の役員になることの禁止が定められております。

本市の区長の報酬は、区長となる者に職務を委嘱するものでありますが、これに抵触するかどうかの判断となります。

なお、議員が兼業禁止に該当するか否かの決定につきましては、地方自治法の規定によりまして議会が行うこととなっております。

以上です。

#### ○桜田秀雄君

自治会は補助金団体にもなり得ると思うんですけれども、そういう場合に、いわゆる兼職との兼ね合いが出てくると思うんですが、これについてはどのような見解をお持ちでしょうか。

#### ○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

区長が補助金を受けている団体の長であることは特に規定はないものと考えます。

#### ○桜田秀雄君

それでは、（２）の行政協力員制度についてお伺いいたします。

行政協力員、区長も含めて、今回、有償ボランティアということになりました。行政協力員、ちょっとややこしいんですけれども、これは先ほども言いましたように、区長も自治会長なども含みますけれども、行政の情報や逆に市民からの様々な情報の担い手として、よその市では個人として契約をして有償契約を行う、こういう制度でございまして、八街でも分かりますように、区長も回覧等を通じて各種情報を住民の皆さんに提供しております。加入率の低下によりまして、今全ての住民の皆さんに市の重要な情報が提供できない、そういう状況にもあるわけがございます。

市の情報源であります広報紙、これは全ての住民の皆様にお届けするのは、行政サービスの基本であると思いますので、個人の皆さんと契約をして配っていただく、そういうことの制度の導入、これについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

行政協力員有償ボランティア制度は、市民との連絡を緊密にし、市政の円滑な運営を図るため、市が区・自治会・町内会などと委託契約を結んで、文書や広報紙などの配布業務を行うものと認識しております。

現在、広報やちまたの配布につきましては、新聞折込、郵送希望者への郵送、公共施設・コンビニエンスストア及びスーパーへの設置、ホームページや多言語対応無料アプリ「カタログポケット」での閲覧などと、配布方法も様々な手段を取り入れております。

今後、新たな配布手段としまして行政協力員有償ボランティア制度を活用した広報の全戸配布につきましては、調査・研究を重ねてまいりたいと考えております。

#### ○桜田秀雄君

例えば、八街の場合は、現在、３万２千世帯ほどございます。広報やちまたは月２回ほど発行しておりますけれども、これをお一人に３００件ポスティングをしていただく、こうなると、約１００人ちょっとの人が必要でございまして、必要な経費は月１万円をお支払いすると、

年間1千200万円の経費がかかります。また、市政モニターとしての契約もいたしますと、いろんな情報がこうした協力員から上げることができると思います。また、契約の中に「議会だより」、これも入れていただければ、「議会だより」の全戸配布も可能となります。議会からの別途支出するお金で、若干の手当の上積みも可能であろうと、私は考えております。

無償から有償の時代です。制度の導入を、今、検討すると、研究の課題だと言っておりましたけれども、ぜひとも導入をしていただきたい、このことについてのご見解をお伺いいたします。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

広報やちまたのお話ですが、今お話がありましたとおり、全部には配布は行き届いてはおりません。それで、仮の話として、今お話がありました300件で100名とか、そういったいろいろな話がありましたけれども、これもあまり言いたくございませんけれども、お金はあまりかけたくないというのが正直なところがあります。

例えば、有償ボランティア的な制度ができなかったとした場合に、そういった配布の会社とかにお願いした場合は年24回で6千500万円ぐらいはかかってしまう。一方で、有償ボランティア的な話で、例えば1年間で500円、個別で1件あたりというようなイメージで計算しますと、年間1件400円と形で、24回、あるいは半分にして12回にしたとしても、1千300万円程度、今、おっしゃった数字と同じようにかかるというような試算はできております。

あとはこれを全部のところにとるといった場合に、八街市の場合ですと、地域的にすごく差が出てくる。例えば、市内であれば、1個の建物の中に入ってしまうと、ポストが並んでいて、そこに入れるだけ。片や、1軒ずつが200メートル、300メートル離れているところを1本道で行って、また帰ってくるのか、そういった地域的な差もあります。その辺のところを同じ金額でいいのか、その辺の基準はどうやってされるのかということも含めた意味で調査・研究してまいりたいというような答弁をさせていただいておるところでございますので、繰り返しになりますが、もうちょっと調査は進めていかなければいけないと考えております。

#### ○桜田秀雄君

例えば、広報紙について、これまでも一人でも多くのご家庭に届けようということで、コンビニとか駅とか、いろんなことをやってきました。しかし、肝心の新聞の折り込み、これは毎年新聞の購読者が減って行って、逆に今は減っていると、こういう状況でございますので、市の重要な情報というのは、市民の皆さんに届けなければいけませんから、ぜひともご検討、ご研究を願いたい、このことをお願いしておきます。

次に、道路問題についてお伺いいたします。

(1)の国道409号、この整備に関する市の基本的姿勢と取組の経緯についてお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県印旛土木事務所所管の国道409号の整備につきましては、本市といたしましても現状の把握に努めるとともに、県に対しまして事業要望書を毎年度提出しており、本年3月23日には、八街バイパスの全線が開通したところでございます。

また、国道409号道路整備促進期成同盟会に対しましても、渋滞解消に向けた住野十字路の交差点改良整備事業を要望しているところであり、事業は着実に進捗しているものと認識しております。

なお、国道409号を含め、国・県道に関する整備や修繕につきましても、印旛土木事務所との協議・調整を図りながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

#### ○桜田秀雄君

今議会にも、いわゆる市道でジョギング中に側溝の隙間に足を取られてけがをしたということで、損害賠償をした専決処分が報告されています。

JRの踏切から、いわゆる住野にかけて歩道、ここに段差が150か所ほどあるんです。本当に高齢者にとっては歩きづらい、高齢者がこうした事故に巻き込まれる可能性も大いにありますと私は考えています。

県の管理で、市民の皆さんから要望が寄せられた場合、当局は印旛土木事務所いわゆる取次ぎをするという形で、今、対応されておりますけれども、先般も八街保育園入り口、この改修をこの場でお願いをして、最近改修をしていただきました。また、対面する店舗の前の側溝も改修をしていただき、大変歩きやすくなりました。

ただ、取り次ぐだけではなくて、市民の安全を守る立場から主体的に安全・安心して利用できるように、側溝の整備、これは毎年継続して、幾らでも結構ですから、10メートルでも50メートルでも結構ですから、やっていただくように、市の方から市の意思として印旛土木事務所の方に働きかけをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょう。

#### ○建設部長（市川明男君）

ご指摘の歩道の段差はあるというのは、役所の方も認識はしているところではございますが、大きな修繕というのはなかなか非常に難しいというところではございますので、緊急かつ軽微なものにつきましては適宜連絡させていただきまして、対応の方はさせていただいておりますが、印旛土木事務所につきましても、予算的な問題もございますので、一概に幾つもの事業を一度にできない、また、印旛土木事務所では本市以外にも佐倉市や四街道市、印西市、白井市、酒々井町、栄町の5市2町を所管していただいているところでございますので、これにつきましては予算の範囲内で計画的に対応していただいているものと認識しておりますので、今後につきましても要望につきましては、印旛土木事務所の方へしてまいりたいと考えております。

#### ○桜田秀雄君

熊谷新知事が誕生いたしまして、私たちもオンラインではありますけれども、こういう時世でございますから、2回ほど意見交換会を行いました。ありがたいことに、年数回は私たち

地方議員との対話も約束をされておりますので、機会がありましたら、八街の抱える問題、これも取り上げてまいりたいと思いますけれども、担当課も市民の立場で積極的な取組をお願いしたいと思います。

そこで②でございますけれども、同じく日向入り口から八街十字路間の側溝清掃についてお伺いいたします。もうすぐ梅雨に入りますので、この場所は側溝がほとんど埋まった状態にあります。早急にこれも印旛土木事務所の方をお願いをしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

**○議長（鈴木広美君）**

桜田議員、今のは②の質問ですから、よろしいですか。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

八街十字路付近の側溝につきましては、昨年度において、修繕等の要望を行ったところ、一部改善することができました。

ご質問のありました側溝清掃に関しましても、区長や地元住民から要望いただいておりますので、早期実現に向けて、道路管理者であります千葉県印旛土木事務所に対しまして、引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、緊急かつ軽微な修繕につきましては、その都度、電話等で直接連絡させていただきまして、改善していただいているところでございます。

**○桜田秀雄君**

よろしくお伺いいたします。

次に、4番目の訴訟問題についてお伺いいたします。

(1) 訴訟手続、議会に対する住民及び事業者、議員等からの損害賠償等の請求手続についてお伺いいたします。

行政と住民との訴訟が絶えません。例えば、DV被害者情報を職員が漏えいして被害者に訴えられたり、あるいは、また、逆に、給食費の未納について行政側から住民を訴える場合もございます。こうした場合、行政は訟務関係費を使ってお抱えの弁護士が行政の代理人となって訴訟手続や裁判を行います。

しかし、行政機関の一部である議会が住民等と争いになった場合は、ちょっと違ってまいります。議員が議会で不適切な発言をして、住民から訴えられた場合、国会議員は憲法51条で免責特権がございますけれども、地方議員にはありません。ですから、本人が全責任を負うこととなります。

また、議会は協議体ですが、結果についての責任は議長にございます。例えば、十数年前、八街市の公文書条例に基づきまして情報公開を議会にしたところ、請求者名が議会内で公表され、袋だたきに遭いました。結局、請求者名の公表は違法ですから、公表した職員は新聞紙上で謝罪をし、議長も謝罪をされました。不当な行為に対する責任は議長にあります。その結果に伴う慰謝料などの賠償責任については対応能力がないと思います。

慰謝料等の請求については、訟務にて対応されるのかどうか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

議会における議員の発言等により、何らかの損害を受けた者は、賠償を求める手続として国家賠償法による訴訟を提起することが考えられます。

国家賠償法第1条第1項に、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。」との規定があり、議員は、同法で言う公務員にあたり、訴訟において、被告となるのは、国又は公共団体となります。

○桜田秀雄君

議会活動、これも全て財源の出どころは市長でございまして、元をただせば、住民皆さんの税金でございまして。

さきの3月議会、議長の発言許可をいただきまして、予算原案に賛成の討論をいたしました。ところが、懲罰をちらつかせた上に、討論の一部が会議録から削除されました。議員活動を住民に報告をする、ご理解をいただく最大の機会を封じられたわけでありまして、これは議会制民主主義に反し、許されない行為であります。神奈川県のある某議会でも、ただいま同様の問題で裁判を行っておりますけれども、限度を超えると、やはり、司法の場で争うような場面が多くなってまいります。

市長、話は変わりますけれども、2017年にDV情報の漏えいミスがございまして、被害者に変な迷惑をおかけいたしました。また、今日午前中の小高議員の質問にもありましたけれども、今議会にも、3件、57万円の専決処分が報告をされております。和解したといっても、賠償は税金で補填をしなければなりません。行政に携わる者は法規令達を重んじ、市民の血税を大切に使うことに心がけねばなりません。

市政の主人公である住民などとの訴訟は1件でも減らすために細心の注意を払って行政運営をお願いしたいと思っておりますが、市長、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

市の個人情報保護条例におきまして、個人の権利・利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としておるところでありまして、人的なミスによる情報漏えいを起こさないよう、職員に対しまして、個人の財産と安全を守るための研修等を徹底させるとともに、今後も適切な市政運営に努めてまいります。

○桜田秀雄君

よろしく願いまして、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

以上で、改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午後 2時00分）

(再開 午後 2時10分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、改革クラブ、新見準議員の個人質問を許します。

○新見 準君

改革クラブの新見準でございます。よろしくお願いします。

初めに、ワクチン接種における業務ですが、政府の場当たりの、朝令暮改的対応に各自治体は大変混乱を極めております。そうした中で、八街市職員の皆さんは、市民が一日も早く安心・安全に接種できるようにと、夜中まで検討し、職責を果たしていることに深く敬意を表します。

それでは、質問に入らせていただきます。

小・中学校の学校給食費についてですが、給食の品質向上と給食費の負担軽減のために。給食の品質向上のためにどのような努力をされているのでしょうか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校給食センターでは、学校給食法に基づいて定められた学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルにより、食材の管理、調理方法、配送、配食にわたり、徹底した衛生管理を行っております。

また、食材の選定につきましては、栄養士が地産地消に配慮し、栄養価や季節感を考慮しながら、様々な食材を使用し、バランスの取れた献立を作成しております。

このように、児童・生徒が、安全・安心な給食をおいしく食べることができるよう、日々、給食の品質向上に努めております。

○新見 準君

学校給食法に基づいて執り行われているということですが、2番目に行きます。

児童・生徒、一人の給食費負担金額の算定はどのように行われているのでしょうか、お聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、児童・生徒の保護者から徴収している給食費は、小学生が月額4千430円。1年間では、8月を除く11か月分で4万8千730円。年間190食を目安としておりますので、1食当たりの単価は256円になります。中学校につきましては、月額5千60円。1年間では11か月分で5万5千660円。年間190食を目安としておりますので、1食当たり単価は293円となっております。

なお、この額は、平成26年の消費税増税に伴う改定以来、変更しておらず、現在まで、さらなる消費税の増税や物価の上昇が認められますが、これらを反映させることなく、現在の

給食費を維持しているところです。

**○新見 準君**

保護者が負担する給食費は食材のみと、私、認識しておりますが、それで正しいでしょうか、お伺いします。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

学校給食の提供に係る経費につきましては、学校給食法でその負担区分が定められており、保護者に負担いただく給食費は食材購入費相当額のみとなっております。

それ以外の学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する費用、経費並びに学校給食の運営に関する経費につきましては、小・中学校の設置者である市が負担しているところでございます。

**○新見 準君**

4番目、食材納入業者との契約は、どのような契約をなさっているのでしょうか。お聞きします。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

学校給食用食材の調達にあたり、米穀類及びパン並びに牛乳につきましては、公益財団法人千葉県学校給食会と契約し、同法人が指定する加工業者から納入されております。また、肉、野菜、加工品及び調味料につきましては、市内及び近隣の20の業者と個々に契約を締結しております。

食材の発注につきましては、栄養士が月ごとに作成した献立表に基づき、契約業者から毎月見積りを徴収し、価格、産地、品質等を考慮して、食材ごとに納入業者を決定しております。

**○新見 準君**

ありがとうございます。

資料を配付してありますが、全部で20業者が学校給食の食材を納めていただいております。ただ、卵業者が1社のみ、八街には少なくともここに3社ぐらいございます。落花生業者、これだけ落花生の産地で有名な八街市です、納入業者は1社のみでございます。食肉業者なんです、2社のみ。

さきの一般質問で桜田議員が八街市内の食料品業者がより多く学校給食の納入業者になっていただくようにと質問しました。答弁は、言ってくだされば対応しますと。また、ホームページにて募集しますと言っていました。これだけでよろしいのでしょうか。広報に協力業者の募集を載せたり、または市の担当者が業者に出向き、参入を促し、参入いただき、少しでも価格を下げる働きかけをすべきと、私は考えます。

入札にとは言いません。しかし、少しでも競争原理が働くようにして、また、業者の皆さんの協力を得て、食品仕入れの価格が少しでも下がれば、給食費を多少下げることができると思われますが、いかがでしょうか。

## ○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

ご指摘のように、肉、卵、落花生などの品目によっては一度の使用量が少ないものや、季節物で使用頻度が極めて少ないもの、中には年間1回のみ使用するものなどがあり、これらの品目につきましては、1社または2社のみの契約となっているケースがあります。契約業者を増やし、購入コストの削減を図るとともに、透明性や公平性確保の観点から、新規納入業者の参入機会を増やす取組が必要と考えております。

そこで、今後は広報やちまたや市のホームページで条件等を周知した上で、現場説明会等を開催する方向で、現在、準備を進めているところでございます。

## ○新見 準君

ぜひとも、よろしくお願いいたします。

5番目、給食の品質をより一層向上させ、保護者負担の給食費の軽減を図り、将来的には無償化すべきと考えておりますが、なぜ、このような質問するかと言いますと、県知事の熊谷さんは政策で学校給食の無償化を挙げております。立憲民主党の地方議員が熊谷知事と懇談したときに、自治体特有の給食運営があるので、各自治体と個別に相談したいと思っておりますとおっしゃっていました。

八街は、センターで仕入れていますが、例えば、船橋とかは個々に農家と直接契約して仕入れたりなんかしています。成田は3校に1つのセンターを作っています、それで個々にやっている。自治体によっていろいろやり方があるので、無償化するにしても、無償化の保証金を積み立てるにしても、いろいろ事情があるということをおっしゃっておりました。その自治体と個別に相談のときに、熊谷さんとの、給食の財源補助を受けやすいようにと考えてますので、こういった質問しました。

さきの質問で市長は、コロナ禍で貧困が増していると答弁なさっておりました。また、丸山議員の質問では、令和2年度の給食費滞納が令和元年度より増えているとも答弁しておりました。このコロナ禍で児童・生徒の多くの保護者の方々が収入減、または解雇され、未来が見えない不安な生活を送られていると思われま。生活が困窮している市民の生活を救うのが政治の役目、自治体の努めです。厳しい市財政下であります。取りあえず、コロナ禍が落ち着き、経済活動が安定するまでの時限的でも、所得が240万円以下の世帯の児童・生徒の給食費負担を50パーセント以上削減、できれば無償化すべきと考えます。収入でございませぬよ、所得ですから、所得240万円。月20万円で生活をするということです。この中には住宅ローンとか、アパートの家賃とか、例えば4人家族であれば、大体13万円とか15万円で生活しなきゃいけない困窮者ですよね。こういう困窮家庭の児童・生徒を守るために給食負担費を下げなければならない、また無償化すべきと考えます。

市長、いかがですか。

## ○議長（鈴木広美君）

今の質問は担当課が教育委員会の方になりますので、取りあえず教育委員会の答弁を。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

給食の品質につきましては、①で答弁したとおり、引き続き品質の向上に努めてまいります。

給食費につきましては、本市の給食費を県内平均と比較しますと、小・中学校共に、かなり低額の状況を維持しており、保護者の負担軽減に配慮しているところです。

また、給食費の負担が困難な保護者に対しましては、各小中学校とも連携して就学援助制度の活用を周知するとともに、保護者から相談があった場合には、個々の状況に応じて丁寧な対応に心がけております。

なお、近年、一部の市町で給食費の完全無償化や第3子以降の無償化が実施されることは承知しておりますので、今後、先進事例を調査・研究してまいりたいと思います。

**○市長（北村新司君）**

先ほど、新見議員よりご指名を賜りましたので、私の方からも答弁いたします。

今、教育委員会の方で教育長の方から答弁させていただきましたけれども、近年一部の市町でも給食費の完全無償化、あるいは第3子以降の無償化が実施されていることは承知しております。そのことを踏まえた中で、先進地事例をしっかりと調査・研究してまいりたいと考えております。

**○新見 準君**

先ほど、私が申しました、取りあえず時限でも結構ですから、所得240万円以下の世帯の保護者の給食費負担を下げるという意思はございませんでしょうか、市長。

**○教育長（加曾利佳信君）**

私の方からお答えさせていただきます。

今、新見議員の方からございました、所得240万円という部類になりますと、先ほど私が答弁した就学援助制度に。

就学援助制度に該当するケースが非常に多いと、私は思いますので、そちらの方で給食費は就学援助制度の方から出ますので、そういう制度のご紹介をしていきたいなと思っております。

**○新見 準君**

了解いたしました。それで少しは安心しました。

このコロナ禍で非常に貧しい貧困家庭が増えております。そのとばっちりを受けるのは子どもたち、これからの日本を背負う子どもたちです。この子どもたちを育てるのが国であり自治体であると、私は考えております。ですから、なるべく厚い保護を受けさせてやりたいと考えております。

以上、質問を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で、改革クラブ、新見準議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月9日は議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。明日6月9日は休会することに決定をいたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月10日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、八街市議会地域公共交通研究会を開催しますので、関係する議員は本会議場にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時29分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件